

民事裁判修習における最近の指導について

民事裁判修習の指導理念・指導目標

主張分析に関する基本的能力の修得

民事事実認定に関する基本的能力の修得

紛争解決に関する基本的能力の修得

主張分析の最近の指導

「争いのある主要事実」を正確に把握するという主張分析の指導目的の言語化

請求原因や抗弁等の攻撃防御方法を構成する個々の要件事実を正確に記載させる指導

事実認定の最近の指導

妥当な結論を導く上で真に必要な事項が何かを検討しているか

当該事項に関わる重要な間接事実を認定しているか

認定した当該事実を正しく評価しているか

結論を導く総合的な判断が説得的なものか

事実の単なる拾い上げ等にとどまる起案は評価しない

具体的な最近の取組としては

指導目的・内容の言語化

「民事裁判科目における主張分析の指導について」の作成

「民事裁判科目における事実認定の指導について」の作成

自学自修用教材の充実

「類型別」「事例で考える」等の改訂

「ユリイカ要件事実」の配布

学修用記録（5冊）・手引の配布

手引中に「検討例」を掲載

修習記録・設問の工夫

修習記録の題材の多様性の確保（規範的要件、譲渡担保等）

起案の設問の多様性の確保（今後の見通しを問う設問等）

争点整理に力点を置いた指導

指導の意義

実際の民事訴訟における争点整理が果たす役割の重要性について学修

主張分析・事実認定の基本的能力の涵養、それらの能力の実践的意義・機能の理解の促進

指導の方向性

「民裁演習（争点整理）」カリ（65期集合～）

「民事総合」カリ（68期導入～、民弁とのコラボ）

さらに

主張立証の見通しを問う起案など争点整理を意識した指導

「対話で進める争点整理」を使用した民弁とのコラボカリ

実務庁との役割分担

関係各署との連携を踏まえた指導

実務庁との連携

民弁教官室との連携

刑裁教官室との連携

「5教官室連携」

LS協会との連携

令和5年3月30日
令和6年3月補訂
司法研修所民事裁判教官室

民事裁判修習における最近の指導について

第1 民事裁判修習の指導理念・指導目標

第2 主張分析・事実認定の最近の指導

1 主張分析の指導

